

# 徳本行者について

伊藤眞徹

## (一)

堀口蘇山氏は傳通院本木活字板『大般若經解説』（昭和三十七年九月刊）の雜纂第六傳通院と西光庵の項に、傳通院大佛堂の堂番優婆夷徳本は、大佛堂の西北隅に草庵を自費で建立し、大佛堂の内外の清掃、獻燈、香花の行事に當つた。參詣する三人の信女はその行相を仰いで弟子となり、行者の宿坊に止住するようになった。後行者の滅後實興上人と關通上人が美徳を賞し、傳通院の西南方に當る大窪の前田大和守の領地二千六百坪を行者の遺産で購入し、元の草庵を移轉して、智榮等三人の優婆夷とこれに移住するに至つた。文政元年（一八一八）尾張津島の貞壽寺から蓮忍、禪壽、清冷、隆月、教音の五尼は來つて西光庵に永住し、同三年春には三尼、同年秋四人が來つて安住し、西光庵は僧數と共に榮えたが、總て尼僧は尾州生れで、貞壽寺に育ち、持戒堅固、福徳圓滿の比丘尼衆のみであつた。徳本に仰景した智榮等の優婆夷は遠來の尼僧によく仕えたと述べ、今日の東京都新宿區東大久保西鰯光庵の開基徳本とその濫觴の經緯について述べられている。

又同氏は中外日報に「この嚴しい目―律を修した女僧、徳本行者の肖像―」（昭和三十九年九月三十日所載）と

題し、徳本は關通上人の化導の下に律行を修し、畜髪のまま優婆夷の資格を得たとし、その時期を關通上人が江戸下町今戸に獅子吼庵を創建した時（一七四〇）に比定せられ、その生所は「江州の奥深い山の中」としている。肖像畫を通して堀口氏は「男の姿かと疑われる、それほど猛々しい顔面の表情、まさしく男が忿つた時の怒り顔、それも並大抵の忿怒の顔ではない。激昂悲憤頂天極致の物凄い顔の表情」と看取し、「この顔は女であつた。しかも老嫗の姿であり、そして婆婆の驚きの眼、びつくりした愕きの面相である」とし、その原因を「暴漢に襲れ倒れた無慚の夫君の姿」の思出となしている。この一文中に「日本佛教史上ウバイとして先ず第一位の偉い女」とし乍ら、肖像は「行者の忍辱衣の餘分の茶色染の裂に寫實的に描いた」僧形により、ウバイ徳本を女僧と表現せざるを得ない矛盾した結果に陥つている。

## （二）

堀口氏は「いやしくも戒衣を著し、律法に座して修法に勵んでいる人が、怒憤の悪相を示すものではない。持戒守律の賢い聖者が阿修羅の悪相を示すとは、常識的に考えられない」と断定し、女を前提として觀察せられたので「男の姿かと疑われる」と、男なれば首肯せられる表情とされている。以上の諸點を踏えて私見を進めた。

堀口氏は「徳本の肖像畫は江州澄禪律院に保存」せられていることを註記せられているが、澄禪寺の肖像畫の裏書の銘文によれば、「徳本上人略傳」とあり、男性なることは自明である。全文は左の如くである。

上人名徳本南紀産也自幼深修念佛歲十六墮千山中而絶人跡二十餘年斷食苦行遂得三昧發得也矣爾後出山住于攝之勝尾寺衆皆奇之上人嘗慕澄禪和尚遺跡偶來于江之平子村近隣民俗爲之結宇於山上名曰瑞華菴上人停止數月復將辭

去於是其徒乞余寫上人照余時有微恙因使輔長代之輔長云凡寫像在使永世不朽其身也自須其緝寧箋又云往見有髮則憔悴枯槁焉今又雉髮則猶潤壯乎今之所寫要在佛家全像余曰然今對此像猶侍其左右矣豈不愉快哉余也雖不其徒聊書始末附之□不爲無因也

文化丙寅春三月 淇竹居士前川充謹識圓印

とあつて、この畫像は文化三年三月、徳本が江州平子澄禪寺（瑞華庵）巡化後二ヶ月にして製作せられたもので、上人四十九歳の照影である。更らに『徳本上人一代記』一卷が澄禪寺に襲藏せられている。本文は文化三年の江州巡化の記事に終り、附録として「攝津國勝尾寺徳本上人出生并念佛修行一件、江戸寺社御奉行江書上之寫」と、「攝津國勝尾寺徳本上人様從紀州様御招請有之、文化九申年五月中旬勝尾寺より御召被遊候事」、及び道詠二十二首が納められている。本書が當寺に傳えられている縁由については、本文の末尾に「徳本上人御弟子本應上人日課弟子崇譽隆教求之平子山什物ニ上ル」とあり、紀州往生寺には『徳本上人一代記繪傳』二卷が藏せられ、繪傳の作者は、寺傳では當寺第十一世空譽靈眞大徳とせられているので、恐らく徳本行者傳三卷成立以前に、一代記一卷の完本が存在したことが知られる。よつて澄禪寺本は一代記の藍本と考えられ、前掲の略傳と共に徳本傳の最古のものとして差支えあまい。

肖像畫銘文及び一代記によれば、その生所は紀州の産であることは、多言を要せぬところであらう。更に一代記によれば「眼に重瞳あり、雙眸かがやけること暗夜の星の如し」とあるので、驚きの眼と堀口氏の言う眼光は、先天的であつたことが知られる。略傳の「歳十六隱于山中而絶人跡二十餘年斷食苦行遂得三昧發得也」の記事は、二十餘年斷食苦行の結果「憔悴枯槁」の相貌となつたのであつて、その修行は多く「晝夜不臥裸身の上に麻の七條袈

婆斗り着用致、一日之食事は空豆の粉一合宛殊に獨行の儀に御座候得は除髪も不仕其儘にて念佛修行仕候」と一代記にあつて、寸蔭を惜んで念佛した結果、長髪となつたのが、享和三年（一八〇三）九月、四十六歳の秋「京都東山如意寺にて念佛修行仕罷在候所長髪にては異形に御座候故同斷鹿ヶ谷法然院にて除髪仕候」とある口上書の記述によつて、略傳の作者淇竹居士は、除髪の前度、一面謁の機會を持つたことが知られ、その生所、性別、住所等の記述には一點の疑う餘地がない。

徳本が關東に下向したのは享和三年冬、傳通院智嚴貫主より宗戒兩脈、布薩の法式を受ける目的のためであつた。翌文化元年は日光に参拝し、歸途東漸寺を訪れているので、なお江戸に滞留したと推定せられるが、文化二年江州平子山に巡錫したのは勝尾寺からであつたことは、『徳本行者入來日記』（滋賀日野信樂院藏）及び一代記に明らかであるから、江戸滞在期間は、年は二年に跨つているが、比較的短期間である。再度關東化益に赴いたのは文化十一年（一八一四）であつて、六月傳通院内清淨心院に入つている。滞在期間は文化十三年二月までに及ぶ長期間であつて、ついで北國化益に出で、更に文化十四年、一行院を捨世道場として留錫すべき命を受けて入り、翌年九月痰疾悪化し、十月六日平臥高聲念佛して命終した。

この時本律、本辨より紀州往生院主宛の上人の往生を報ずる書翰中に、「即葬式は當九日相濟申候、右當日には、大僧正様思召により御燒香に御來爲遊候、其他檀林方始府内は不申及近國の寺院方相集候事、檢に暇御座なく候、尚又兩御丸三ツ殿御三家御代參を始、諸寺方貴賤の老少群集致、悲歎落涙と共に稱名の聲いと哀み覺え候、尊骸は即ち院内に奉葬候」とある。以上を總合して徳本は南紀を中心として修行時代を送り、攝津及び江戸を中心とする教化の年代及び終焉埋葬の地等については一點疑う餘地もない。

(三)

徳本行者一行院規約三十五ヶ條中第三十五條には

當院ノ再營ソノ發軔 一橋重相大君ノ嚴旨ニ在リ故ニモシテ以テ此院ノ中興開山トセハ

大君ヲ中興ノ大檀越ト仰キ

御武運長久ノ祝禱時々鄭重ナルヘシ且

慈徳院殿 嚴恭院殿ハ予ニ遇スル莫尤厚シ亦當院ノ再營ニ縁アリ須ク各

神牌ヲ安置シ奉リ回顧眞實ナルヘシ

とある。澄禪寺藏せられる「一行院規約」は美濃紙袋綴り全十一紙であつて、序分の全文は

當院共居ノ衆ニ告ス 夫一樹ノ陰ニ宿リ一河ノ流ヲ汲モ多生ノ縁ト 況ヤ同社ニ居シテ同ク願海ノ波ニ浴スルヲ  
ヤ是多生曠劫ノ因縁ニ非スシテ何ソヤ 須ク一衆同居 水乳和合シ 親昵少欲知足ニシテ名利ヲ忘レ 淡薄ヲ甘  
シテ與ニ出家遁世ノ心操ヲ抖擻シ 往生淨土ノ行業ヲ策進スヘシ 徒ニ世情ニ移リテ互ニ得失ヲ是非シ 同舟凌  
海ノウヘニ諍論ノ波瀾ヲ起シ 曠劫ノ良縁ヲムナシクスヘカラス  
とあり、末尾の一文は

予 一橋何郷大君ノ尊意ヲ奉テ江府ニ客タル莫茲ニ年アリ 此故ニ

増上寺教譽大僧正當院ヲ以テ弟子本佛ニ賜リ貧道カ所トシ玉フ 爰ニ有信ノ道俗相寄テ堂舎ヲ營構セシカハ更ニ  
本山ノ定書アリ 當院ヲ以テ永代捨世トシ 後來 予カ法縁ヲシテ此寺ニ住持セシメヨト 茲ニ因テ今弟子某

甲ニ執筆セシメ 規約數件ヲ製シテ 永ク此寺ニ鎮セシム 後昆宜ク此旨ヲ領知シテ淨業ヲ相續シ 彼誓船ニ乘テ安養ノ彼岸ニ超昇スヘシ

文政元年九月

徳本 花押

とある。本書が澄禪寺に傳襲せられる所以については、

右江戸小石川小原町一行院ニ而江州丸茅野山中本應弟子甲寫之者實ニ文政七甲申孟夏ニナン有氣類

とあることにより、恐らく徳本行者七回忌の法要に、江戸に出府した本應は、この機縁を利用して、淨寫し、澄禪寺にも永代遵守すべき規則として持ち歸つたものと推考せられる。本應の澄禪寺入寺は文化九年、師徳本と訣別して、嘗遊した有縁の地、平子山に移住し、その教化は近江は言うまでもなく、遠く伊賀、伊勢にまで及んだのである。

一行院の再營者は徳本であつて、その大檀越は一橋治濟その人であることは、一行院規約に述べるところによつて明瞭であり、蔭の支援者は治濟公の側室於富方（慈徳院殿）及び治濟公の子息齊敦（嚴恭院殿）の歸依によるものである。「當院ヲ以テ永代捨世寺トシ 後來予カ法孫ヲシテ此寺ニ住セシメヨ」との許狀を得た一行院の教團的地位性格は、捨世地であり、その女人を遇すること、規約第二十一、二、三條には左の如くである。

一 在家ノ徒 故ナウシテ謾ニ厨坊衆寮等エ出入セシムヘカラス 殊ニ婦人ニヲイテハ本堂書院ヲ限トシ其ノ餘ノ坊中ニハ堅ク禁制タルヘシ

一 寺門尼女ノ出入 朝六ツ半時ヨリ暮七ツ時ヲ限リトスヘシ

一 假令親屬法縁タリトモ 尼女ニ親近スル吏ヲ得サレ 止惡ノ術ハ偏ニ其境ヲ避ルニアリ 破戒ノ因縁墮落ノ根

本タリ 深ク怖レ遠クヘシ

此等により一行院が、ウバイ徳本を中興開山とする尼寺でないことは多言を要しないところであろう。

#### (四)

一行院徳本は規約第三十四條に「當院常在ヨリ諸方散在ノ弟子等迄 若安心僻越シテ邪路ニ趣キ 行儀異ヲアラハシテ利名ニ走ル者アラハ 上坐老輩ヨリ早フ嚴誡ヲクハフヘシ モシソノ教諭ヲ聞テ速ニ改悔セスンハ 須ク三衣ヲ脱却セシメ 其度縁ヲ奪テ是ヲ擯出スヘシ 正法弘通ノ障リ出離生死ノ怨 是ヨリ大ナルハナシ 更ニ猶豫ヲナス叟ナカレ」により知られる如く、一行院本佛を始め、多く地方に散在する弟子（男性）を擁し、宗戒兩脉布薩戒の相承者であつて、ウバソクでもウバイでもない、三衣被着許可の男僧である。

しかるに稍々時代を異にするが、同名の徳本が傳通院内に住し、その死後小庵が東大久保に移轉せられ、規模が擴張せられて西光庵となつて現在に至つてゐる。この西光庵開基徳本は、その本名は明らかでなく、徳本とはその行履によつて與えられた時人の尊稱であらう。

僧名徳本（一行院中興）と尊稱徳本（西光庵開基）の二者が、その徳本の名によつて両者が混同せられ、一行院徳本の肖像畫を西光庵徳本の照影と斷定せられたことに、堀口氏の所論の基盤をなしている。堀口氏が中外紙上に掲載せられた肖像畫と、同巧異曲の版木が澄禪寺に襲藏せられ、ただ題讚の名號と徳本の二字が一行をなすか、二行に署名せられるかの相違のみである。この題讚の名號と署名、落款は一行院徳本の獨創的な風格筆法であつて、澄禪寺襲藏の肖像畫、その他各地に散見する名號石の名號と同一であることは、動かすことの出來ぬ一行院徳本の

筆蹟であることは明瞭である。徳本は自身の用いた落款の意を、その道詠に

鬼くたく心を丸く田の中に 南無阿彌陀佛と月のおもかけ

と明らかにしている。

### (五)

以上を要約すれば、西光庵の起原に關する歴史的事實は動かすこと得ないし、又その徳本の開基した寺院が現存する事實は否定することを得ない。又一行院の中興徳本の行歴は天下周知の事實である。故に徳本二人在生説が成立し、西光庵徳本はウバイであることは、その開基の寺院が尼僧寺院であることにより首肯せられるが、一行院徳本との混同は許されない。ただし堀口氏が眼福を得られた徳本の肖像はその題讃から推して、一行院徳本であることは自明の事實とすべきである。

## △資料▽

一行院規約 三十五ヶ條

當院共居ノ衆ニ告ス 夫一樹ノ陰ニ宿リ 一河ノ流ヲ汲モ 多生ノ縁ト 況ヤ同社ニ居シテ同ク願海ノ波ニ浴ス  
ルヲヤ 是多生曠劫ノ因縁ニ非スシテ何ソヤ 須ク一衆同居 水乳和合シ 親昵少欲知足ニシテ 名利ヲ忘レ  
淡薄ヲ甘シテ 與ニ出家遁世ノ心操ヲ抖擻シ 往生淨土ノ行業ヲ策勵スヘシ 徒ニ世情ニ移リテ 互ニ得失ヲ是  
非シ 同舟凌海ノウヘニ 諍論ノ波瀾ヲ起シ 曠劫ノ良縁ヲムナシクスヘカラス

- 一 内ニハ堅ク佛祖ノ戒勗ヲ守リ 外ニハ王法ノ禁令ヲ慎ムヘシ 敢テ緩漫ナル事ヲ得サレ
- 一 戒律ヲ護持スル事ハ 佛門ノ通範 列祖ノ佳躅タリ 荷釋氏子ト稱セシモノ 誰カ是ヲ忽緒ニセン 若荆髮入道セン輩ハ 必盡形壽ノ八齋戒ヲ誓約シ 且ハ梵網ノ大戒ヲ受隨スヘシ 廢立爲正ノ別則ニ誇テ 持戒念佛ノ通規ヲ謾蔑スヘカラス
- 一 居ノ常カナラス 衫裙袈裟ヲ被着スヘシ 裸形ナル支ナカレ 導師ノ傳ニ曰ク 洗浴ヲ除テ外 曾テ衣ヲ脱セスト 荷毛流ヲ汲モノ 學セスンハアルヘカラス
- 一 院内ノ階班 寺主知叟ヲ上坐トシ 其餘者總テ受戒次第ナルヘシ
- 一 袈裟ヲ着スルノ法 惣テ大中小ヲ論セス 右ノ角ヲモツテ左ノ肩ニ覆ヒ 偏袒右肩ニシテ 上古ノ正儀ヲ慕フヘシ
- 一 尋常別時ノ法要堅ク 宗祖大師廢立爲正ノ庭訓ヲ守テ 一向專修ノ但念佛ヲ勵修シ 決テ餘行ヲ修スヘカラス 若禮拜センニモ 口唯名號ヲ擧揚シ 敢テ餘文ヲ唱セサレ
- 一 長時ノ行法ハ晨朝辰刻日中午刻日没申刻初夜戌刻ヨリ但シ二月彼岸ヨリ八月後夜寅刻ヨリ但シ二月彼岸ヨリ八月ノ五時ニ昇堂集會シテ 修行スヘシ 其時刻ニ至ル毎ニ 知殿如法ニ作相シ 大衆作相ヲ聞ハ 衆務ヲサシヨイテ 先昇堂ヲスヘシ 必遲滞アルヘカラス
- 一 稱名念佛字々分明ニシテ 慎テ訛略スル支ヲ得サレ 萬德所歸ノ要行 若訛略スル時ハ 往業ヲ成セサル耳ナラス 却テ罪禍ヲ招クヘシ 須ク切ニ心ヲ用ユヘシ
- 一 集會念佛ノ時 勵修ノ勢ニ乘シテ 殊更ニ鉢ヲ動シ 首ヲ振テ威儀ヲ失スルコトナカレ 其餘ノ機嫌 怖レ謹ム支ヲシルヘシ
- 一 檀家ノ葬送 追福ノ法要等 總テ念佛回向ヲ專トシ 別ニ讀誦等ヲ用ユヘカラス

一 本尊ヲハ恒ニ眞佛ノ想ヲナシ 恭敬尊重シ奉ヘシ 若ココニヨイテ不敬ノ念ヲ生セハ 魔縁起テ伽藍衰廢スヘシ

一 佛前ノ香華燒燭等ノ供養 惣テ力ヲ竭シ 志ヲ運シテ是ヲ調理シ 誠心供養シ奉ルヘシ 曾テ顧惜ノ思ヲ生シ 或ハ他ノ見聞ヲカサル事ヲ念スヘカラス

一 佛前供養ノ香華蠟燭茶菓等 時々新淨ナルヲ獻備シ 古物殘物ヲ用ユヘカラス

一 當院ノ再營 ソノ發軔 一橋垂相大君ノ嚴旨ニ在リ 故ニモシテ以テ此院ノ中興開山トセハ 大君ヲ中興ノ大檀越ト仰キ 御武運長久ノ祝禱 時々鄭重ナルヘシ 且

慈徳院殿 嚴恭院殿ハ予ニ遇スル支尤厚シ 亦當院ノ再營ニ縁アリ 須ク各 神牌ヲ安置シ奉リ 回顧眞實ナルヘシ

一 當院再構執務ノ僧俗 淨財棄捨ノ檀主等 過現ノ名ヲ記録シ 回顧懇勸ナルヘシ

一 半月ノ布薩 時々ノ別行 懈怠ナク執行スヘシ 常在ノ僧侶ハ例月布薩 近國散在ノ弟子等 正五九月ノ廿九日ヲ定日トシテ集會イタシ 布薩ヲ行セヨ 若餘縁アリテ出席シカタキモノハ 預ソノ由ヲ許フヘシ 恣ニ闕席セハ 永ク法眷ヲ省ヘシ

一 淨業ノ餘暇ニハ 選擇集 三心要集 御傳語 燈錄 三部ノ假名抄 教誠律儀 圓戒旉蒙 淨觸法要等ノ 近キ疏鈔ヲ披閱シ 自己ノ心行實地ヲ踏ヤ否ヤ鑒知スヘシ 博學多聞ヲ粹トシテ 淨業ヲ妨事許サス

一 切要ノ支ニアラスンハ 猥ニ寺門ヲ出ヘカラス 若縁事アツテ他行セン時ハ 必ス寺主知事ニ白スヘシ 事辨セハ速ニ還レ 流逸スル支ヲ得サレ

一 假令法眷ノ坊舎タリトモ 故ナクシテ投宿スル支ヲ得サレ 况ヤ俗家ヲヤ

- 一 若他ノ請ニ遇ハ 須ク其請主ニ教エ 法儀ヲ辨セシメテ 是ニ赴クヘシ 法ニ依サルノ請ハ 能所トモニ損アツテ益ナシ 辭シテ其請ニ赴サルニハシカス
- 一 在家ノ徒 故ナウシテ謾ニ厨坊衆寮等エ出入セシムヘカラス 殊ニ婦人ニヨイテハ 本堂書院ヲ限トシ 其餘ノ坊中ニハ堅ク禁制タルヘシ
- 一 寺門尼女ノ出入 朝六ツ半時ヨリ 暮七ツ時ヲ限リトスヘシ
- 一 假令親屬法縁タリトモ 尼女ニ親近スル吏ヲ得サレ 止惡ノ術ハ偏ニ其境ヲ避ルニアリ 破戒ノ因縁 墮落ノ根本タリ 深ク怖レ遠クヘシ
- 一 衣食ノ營ミ 質素節儉ヲ專ニシ 精粗得ニシタカウテ 身命ヲ養フヘシ 食ハ一粥一飯ニシテ タトヒ佳賓親友ノ應接タリトモ 一汗一菜ニ限ルヘシ
- 一 一切ノ法衣 寒ニハ宜ク木綿ヲ用ヒ 暑ニハ麻布ヲ用ヒ 色量如法ナルヘシ 非法ノ衣服ヲ好ミ 花麗ニ誇ル事ナカレ

- 一 衣服ヲ灌縫センニ 尼女ヲ界ニイルル吏ヲユルサス 自ラアタハサルモノヲハ 他家ニ持去テ灌縫セシムヘシ
- 一 開浴一月ニ六浴ナルヘシ 暑月ニハ日々淋汗入浴 淋汗ノ次第坐次ニ隨フヘシ
- 一 常住ノ財物 檀施ノ金錢等 知事コレヲ看護シ 若ハ堂舎ノ修理 若ハ大衆ノ供給 總テ財□吏ニ 必ス寺主ニ白シテ 是ヲ計レ 私ニナス吏ナカレ
- 一 常住ノ器物 寺用ノ外私ノ吏ニ用ルコトヲ得サレ 若過テ損失セハ 速ニ是ヲ償ヘシ
- 一 當院ノ住持 若闕ル時ハ 本山定書之通 法眷相議シ予カ本意ニ背カス 其分ニ堪タランモノヲ 宜ク推擧シ先規ニヨツテ錄所ニ許フヘシ 方ニ後住 命ヲ蒙ラハ 其職誠ニ以テ懋哉 正見正念ニシテ 專ラ本願ヲ信シ兼テ因果ヲ信シテ 專修一行 吉水ノ遺風ヲ守リ更ニ予カ法燈カカケテ 自他策勵スヘシ 然ル時ハ名實相應シテ

寺門繁榮シ正法弘通是ニ過ヘカラス

一 幼年ヨリ剃度ノモノヲハ 其器ヲ檢テ檀林ニ掛錫セシメ 宗義ヲ傳持シテ法系ヲ相續セシムヘシ 晚年出家ノ輩ニハ是ヲ許スヘカラス

一 常在ノ僧侶モシ病縁アラハ 一衆眞實ニ看護シテ難澁セシメ 時々其氣ヲ伺フテ念佛ヲ勸進シテ 速ニ往生ノ用意ヲナサシムヘシ 唯人情ニ從フテ徒ノ雜語ヲナシ 其氣ヲ弛テ 臨終ノ一大事ヲアヤマラシムコトナカレ

一 常在ノ僧侶モシ没故セハ 院内集會シテ念佛回向シ 是ヲ葬ルヘシ 俗禮ニ同セシムルヲ更ナカレ

一 當院常在ヨリ 諸方散在ノ弟子等迄 若安心僻越シテ邪路ニ趣キ 行儀異ヲアラハシテ利名ニ走ル者アラハ

上坐老輩ヨリ早フ嚴誡ヲクハフヘシ モシソノ教諭ヲ聞テ速ニ改悔セスンハ 須ク三衣ヲ脱却セシメ 其度縁ヲ奪テ是ヲ擯出スヘシ 正法弘通ノ障リ 出離生死ノ怨 是ヨリ大ナルハナシ 更ニ猶豫ヲナス更ナカレ

一 假令老宿タリトモ 驕居ニシテ寺主知事ノ指揮ニ違背シ 怠慢ニシテ規約ニ勅戻セハ 寺門ヲ追擯スヘシ 冀クハ人ヲ以テ法ヲ損セサラン更ナカレ

予一橋何郷大君ノ尊意ヲ奉テ 江府ニ客タル更茲二年アリ 此故ニ 増上寺教譽大僧正當院ヲ以テ弟子本佛ニ賜リ 貧道カ所トシ玉フ 爰ニ有信ノ道俗相寄テ堂舎ヲ營構セシカハ更ニ

本山ノ定書アリ 當院ヲ以テ永代捨世寺トシ 後來予カ法孫ヲシテ 此寺ニ住セシメヨト 茲ニ因テ今弟子某甲ニ執筆セシメ 規約數件ヲ製シテ 永ク此寺ニ鎮セシム 後昆宜ク此旨ヲ領知シテ淨業ヲ相續シ 彼誓船ニ乘テ安養ノ彼岸ニ超昇スヘシ

文政元年九月

徳本 花押

右江戸小石川小原町一行院ニ而江州丸茅野山中本應弟子甲寫之者實ニ文政七甲申孟夏ニナン有氣